

# 第三国定住事業の概要

令和5年4月  
外務省

## 第三国定住とは

- ◆ 難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を当初庇護を求めた国から、新たに受入れに合意した第三国に移動させ、長期的な滞在権利を与えること

## 第三国定住の意義

- ◆ 自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つ
- ◆ 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、難民問題に関する負担分担の適正化の観点から第三国定住を重視し、我が国を含む各国に対してその受入れを要請
- ◆ 国際貢献及び人道支援の観点から実施
- ◆ 我が国はアジア初の第三国定住による難民の受入れ国

## 政府の受入れ体制

- ◆ 内閣に設置された難民対策連絡調整会議の構成省庁において、難民の受け入れ事業を実施

（注）「難民対策連絡調整会議」構成省庁：内閣官房、総務省、警察庁、法務省、外務省、文科省、厚労省等）

## 事業概要

- ◆ 平成20年12月の閣議了解及び難民対策連絡調整会議の決定に基づき平成22年度より開始。
- ◆ 平成22年度から同26年度までは、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民、平成27年度から令和元年度までは、マレーシアに滞在するミャンマー難民を受入れた。これまでに、90世帯250人受入れ。令和元年6月の閣議了解等変更に基づき、令和2年度以降はアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族を対象として年1～2回受入れ。
- ◆ 受入れ人数は、60人以内／年（注）令和元年度までは30人以内／年

	受入年度	受入人数(世帯数)	当初の定住先
第1陣	平成22年	27人(5世帯)	三重県鈴鹿市(3世帯)、千葉県東金市(2世帯)
第2陣	平成23年	18人(4世帯)	埼玉県三郷市
第3陣	平成24年	0人(難民側の意向により辞退)	
第4陣	平成25年	18人(4世帯)	埼玉県春日部市
第5陣	平成26年	23人(5世帯)	千葉県千葉市
第6陣	平成27年	19人(6世帯)	千葉県千葉市
第7陣	平成28年	18人(7世帯)	千葉県千葉市
第8陣	平成29年	29人(8世帯)	広島県呉市(5世帯)、神奈川県藤沢市(3世帯)
第9陣	平成30年	22人(5世帯)	兵庫県神戸市
第10陣	令和元年	20人(6世帯)	愛知県名古屋市(4世帯)、春日井市(2世帯)
第11陣	令和3年	6人(4世帯)	神奈川県横浜市(2世帯) 藤沢市(2世帯)
第12陣	令和4年	29人(16世帯)	埼玉県草加市
第13陣	令和4年	21人(20世帯)	調整中

- ◆ これまでは首都圏を中心としてきたが、今後は、全国規模での難民への理解促進等の観点から首都圏以外の自治体への定住を積極的に検討。定住先の主な要件は、①難民を雇用する職場、②難民の収入に見合った住居、③(幼児がいる難民家族について)入所可能な保育所、④日本語学習環境があること、⑤自転車又は公共交通機関で生活が可能であること。

# 第三国定住難民への支援概要

令和5年4月  
外務省

来日前

## 出国前支援（IOMに委託して実施）

- 健康診断の実施
- 出国前研修（生活オリエンテーション及び日本語教育）
- 出国及び渡航支援

## 定住に向けた受入れ準備

- 定住先の選定
- 就業支援のための調査
- 住居、保育・教育インフラの有無の確認など
- 第三国定住事業に関する国内広報

来日後

## 定住支援プログラムの実施

- 日本語教育 572授業時間（1授業時間45分）  
（注）日本社会で自立した生活を営むために必要な日本語能力の習得
- 生活ガイダンス120授業時間  
（1授業時間45分）  
（注）日本の社会制度や習慣、マナー、安全・健康管理、日常生活、近所付き合い、学校との連絡など日本での生活を始める上で必要となる最低限の知識の習得
- 就労先のおっせん等  
（注）職場見学・職場体験等の実施

## 定住に向けた支援

- 定住のための環境整備  
（注）地域の生活情報の収集、住居探し、保育所の申込み等
- 自治体における諸手続の支援



日本語教育の様子

## 定住後のフォローアップ

- 生活上の各種サポート（学校の連絡事項、公共料金、家計管理等）、自立のための助言・指導、就労面でのサポート（職場適応訓練の実施 職場訪問による定着指導）等